

令和4年10月21日
長崎県公安委員会規則第14号
最終改正 令和5年2月28日

確認事務の委託に関する事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）で定めるもののほか、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う確認事務の委託に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(登録等の申請)

第2条 委託規則第2条第1項に規定する登録申請書及び同条第3項において準用する同条第1項の規定による登録更新申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 委託規則第2条第2項第2号に規定する役員名簿は、別記様式第2号のとおりとする。

3 委託規則第2条第2項第3号ロ及びハに規定する診断書は、別記様式第3号のとおりとする。

4 委託規則第2条第2項第4号に規定する誓約書は、別記様式第4号のとおりとする。

5 委託規則第2条第2項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 別記様式第5号の誓約書

(2) 2人以上の法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証（以下「駐車監視員資格者証」という。）の写し

(3) 法第51条の8第1項の登録（以下「登録」という。）を申請した法人（以下「申請法人」という。）が長崎県内に有する事務所について使用権原を有することを証する登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の書類

6 第1項の登録申請書及び登録更新申請書を受理した場合で、記載事項に不備がある等申請の形式上の要件に適合しないと認めるときにおける長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）第7条に規定する補正に係る相当の期間は、7日以内とする。

(登録簿)

第3条 法第51条の8第5項の登録簿は、別記様式第6号のとおりとする。

(登録等の通知)

第4条 公安委員会は、登録又は法第51条の8第6項の登録の更新（以下「登録の更新」という。）をしたときは、申請法人に対し、別記様式第7号の登録（更新）通知書により通知するものとする。

2 公安委員会は、登録又は登録の更新をしないときは、申請法人に対し、別記様式第8号の登録（更新）申請に関する通知書により通知するものとする。

(登録の更新)

第5条 登録の更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の6か月前から40日前までの間に行うものとする。

2 更新後における登録の有効期間の起算日は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日とする。

3 公安委員会は、第1項の期間を過ぎて登録の更新の申請がなされたときは、新たな登録の申請がなされたものとして取り扱うものとする。

(適合命令)

第6条 法第51条の9の規定による命令は、別記様式第9号の適合措置命令書により行うものとする。

(登録の取消しの通知)

第7条 法第51条の10の規定により登録を受けた法人の登録を取り消したときは、当該法人に対し、別記様式第10号の登録取消処分通知書により通知するものとする。

(報告に係る指示)

第8条 法第51条の11第1項に規定する公安委員会に対する報告は、別記様式第11号の報告又は資料の提出要求に関する指示書により行うものとする。ただし、緊急を要し、書面により行ういとまがないときは、口頭で行うことができる。

(放置車両確認機関の公示)

第9条 法第51条の12第1項の規定による公示は、法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託した警察署の掲示板において行わなければならない。

2 前項の公示は、委託の日から起算して14日間行うものとする。

(駐車監視員資格者講習の公示)

第10条 委託規則第6条に基づく法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）の公示は、長崎県公報への登載により行うものとする。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第11条 委託規則第7条第1項に規定する受講申込書は、別記様式第12号のとおりとする。

2 前項の受講申込書を受理したときは、別記様式第13号の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

(再交付の申請)

第12条 委託規則第9条第2項に規定する再交付申請書（委託規則第10条第5項において準用する委託規則第9条第2項の規定による認定書の再交付申請書を含む。）は、別記様式第14号のとおりとする。

(認定の審査)

第13条 委託規則第10条第2項に規定する認定申請書は、別記様式第15号のとおりとする。

2 委託規則第10条第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 委託規則第10条第1項第1号に掲げる者 申請者が所属する都道府県警察の人事担当課が作成した申請者の経歴証明書
- (2) 委託規則第10条第1項第2号に掲げる者 申請者本人が作成する経歴書及び放置車両確認機関が作成する証明書
- (3) 委託規則第10条第1項第3号に掲げる者 申請者本人が作成する経歴書及び所属団体等が作成する証明書、推薦状その他の必要と認められる各種の書類

3 公安委員会は、第1項の認定申請書を受理したときは、別記様式第16号の駐車監視員資格者認定考査受検票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者証の交付)

第14条 委託規則第11条第1項に規定する交付申請書は、別記様式第17号のとおりとする。

2 委託規則第11条第2項第3号に規定する誓約書は、別記様式第18号のとおりとする。

3 公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付したときは、別記様式第19号の駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を記載するものとする。

(駐車監視員資格者証の交付の拒否)

第15条 公安委員会は、法第51条の13第1項各号のいずれにも該当しないとして、駐車監視員資格者証を交付しないときは、申請者に対し、別記様式第20号の駐車監視員資格者証の交付拒否通知書により通知するものとする。

(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付)

第16条 委託規則第13条第1項に規定する書換え交付申請書は、別記様式第21号のとおりとする。

2 委託規則第13条第2項に規定する再交付申請書は、別記様式第22号のとおりとする。

(駐車監視員資格者証の返納の命令等)

第17条 委託規則第14条第1項に規定する返納命令書は、別記様式第23号のとおりとする。

(申請書等の提出先)

第18条 法、委託規則又はこの規則の規定に基づき、公安委員会に書類を提出するときは、長崎県警察本部交通部交通指導課長又は各警察署長を経由して行うものとする。

(細目の委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、確認事務の委託に関する事務について必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年10月21日から施行する。

附 則 (令和5年長崎県公安委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登録（更新）申請書

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の
 第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
 の申請をします。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

（ふりがな） 法人の名称			
主たる事務所の所在地	電話（ ） -		
法人の種類	1 株式会社	2 一般財団法人	3 一般社団法人
	4 その他（	）	
（ふりがな） 代表者氏名			

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※添付書類	〔法人関係〕	〔各役員関係〕
	<input type="checkbox"/> 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 役員名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 登録基準に適合する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 2人分以上の駐車監視員資格者証の写し	

※印欄には、記載しないこと。

登録（更新）申請手数料 23,000円

別記様式第2号（第2条関係）

役員名簿

(ふりがな) 法人名称					所在地				
役員	番号	役職名	氏名	生	年	月	日	住	所
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
20									

- 記載要領： 1 番号1の欄には、代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号（欠格事由）に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第4項各号（登録基準）に従い確認事務を行うものであることを誓約します。

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

別記様式第6号（第3条関係）

登 録 簿 ()					
登録番号	法 人 名 称	代表者氏名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	登録（更新）年月日	備 考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

備考 備考欄には、登録の取消し、登録変更等の内容を記載すること。

登録（更新）通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

道路交通法第51条の8 第 1 項 の 登 録 を行い、下記のとおり登録簿
第 6 項 の 登 録 の 更 新
に記載したので、通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登 録 番 号	第 号

（注：登録の更新は、有効期限の6か月前から40日前までの間に申請してください。）

年 月 日

長崎県公安委員会

印

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第 1 項 の 登 録 の 申
第 6 項 の 登 録 の 更 新
請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので、通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

適合措置命令書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

貴法人については、道路交通法第51条の8第4項第 号に掲げる要件に適合しないと認められることから、道路交通法第51条の9の規定により、下記の事項について適合措置を執るよう命じます。

措置事項	
------	--

備考 適合措置命令に違反した場合は、道路交通法第51条の10の規定により、登録を取り消す場合があります。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

登録取消処分通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので、通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

報告又は資料の提出要求に関する指示書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 様

道路交通法第51条の11の規定により、下記の事項について報告又は資料の提出を指示します。

なお、報告又は資料の提出については、別紙により報告してください。

報 告 事 項	
提 出 資 料	

年 月 日

長崎県公安委員会

印

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 指示書番号	

指示事項に対する報告又は資料の提出について

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

年 月 日付け報告又は資料の提出要求に関する指示書(第 号)による指示事項については、下記のとおり報告又は資料を提出します。

報 告 事 項	
提 出 資 料	

備考

- 1 報告事項については、別途報告文書を作成し、本様式に添付して提出すること。また、資料についても、本様式に添付の上、提出すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。

（表）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー	(自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー				
受 講 希 望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考査の結果 合 ・ 否
	※ 受 講 場 所		
	※ 受 講 番 号		

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したものとする。

駐車監視員資格者講習手数料 20,000円

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

※受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日生

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	
※場所 (略 図)		

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年	月	日
証 明 書	勤 務 先	電 話 () ー		
	番 号			
	交付年月日	年	月	日
再交付を申請する事由				

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏 名		男・女	
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー			

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受験場所			
	※受験番号			

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したものとする。
- 3 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

駐車監視員資格者認定申請手数料 4,500円

--	--

※受検番号		
駐車監視員資格者認定考査受検票		
ふりがな 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 認定考査	年 月 日 時 分 開始	
※場所 (略 図)		

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性別	写真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏名		男・女	
生年月日	年 月 日生			
	勤務先その他の連絡先			
		電話 () ー		
証明書	番号			
	交付年月日	年 月 日		

※ 添付書類等	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書	<input type="checkbox"/> 写真2枚
---------	--	-------------------------------

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

駐車監視員資格証交付申請手数料 9,900円

--

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

駐車監視員資格者証交付者名簿			特記事項
交付内容			
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな氏名	(男・女)	
年 月 日	生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな氏名	(男・女)	
年 月 日	生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな氏名	(男・女)	
年 月 日	生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな氏名	(男・女)	
年 月 日	生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 — 都道府県	
交付年月日	ふりがな氏名	(男・女)	
年 月 日	生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯)	

備考 特記事項には、再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

駐車監視員資格者証の交付拒否通知書

(住 所)

(氏 名) 様

年 月 日付けの駐車監視員資格者証の交付申請については、下記の理由により交付しないこととしたので、通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏名		性別 男・女	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先	電話 () ー			
資格者証番号				
交付年月日	年 月 日			
書換え交付を申請する事由				

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

駐車監視員資格者証書換え交付手数料 2,100円

--

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性別	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏名		男・女	
生年月日	年 月 日生			
勤務先その他の連絡先	電話 () ー			
資格者証番号				
交付年月日	年 月 日			
再交付を申請する事由				

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

駐車監視員資格者証再交付手数料 1,800円

--	--

駐車監視員資格者証返納命令書

(住 所)

(氏 名)

様

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証
(第 号)の返納を命じます。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければなりません。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

長崎県公安委員会

印